

令和6年

赤平市議会第2回定例会会議録（第3日）

6月21日（金曜日）午前10時00分 開議
午後0時11分 閉会

○議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
6. 安藤 繁 議員
7. 北 市 勲 議員
日程第 4 議案第100号 赤平市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての委員長報告
日程第 5 議案第101号 赤平市国民健康保険条例の一部改正についての委員長報告
日程第 6 議案第103号 令和6年度赤平市一般会計補正予算
日程第 7 議案第104号 令和6年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
日程第 8 議案第105号 令和6年度赤平市水道事業会計補正予算
日程第 9 議案第106号 令和6年度赤平市病院事業会計補正予算
日程第10 議案第107号 令和6年度赤平市下水道事業会計補正予算
日程第11 議案第109号 工事契約の一部を変更する契約の締結について（総合体育館改修工事）
日程第12 意見書案第10号 地方財政の充実・強化に関する意見書
日程第13 意見書案第11号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教

育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

- 日程第14 意見書案第12号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第15 意見書案第13号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書
日程第16 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について
日程第17 閉会中継続審査の議決について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
日程第 4 議案第100号 赤平市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての委員長報告
日程第 5 議案第101号 赤平市国民健康保険条例の一部改正についての委員長報告
日程第 6 議案第103号 令和6年度赤平市一般会計補正予算
日程第 7 議案第104号 令和6年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
日程第 8 議案第105号 令和6年度赤平市水道事業会計補正予算
日程第 9 議案第106号 令和6年度赤平市病院事業会計補正予算
日程第10 議案第107号 令和6年度赤平市下水道事業会計補正予算

- 日程第11 議案第109号 工事契約の一部
を変更する契約の締結について
(総合体育館改修工事)
- 日程第12 意見書案第10号 地方財政の充実
・強化に関する意見書
- 日程第13 意見書案第11号 義務教育費国庫
負担制度堅持・負担率1/2への
復元、「30人以下学級」など教
育予算確保・拡充と就学保障の実
現に向けた意見書
- 日程第14 意見書案第12号 令和6年度北海
道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第15 意見書案第13号 生涯を通じた歯
科健診の実現を求める意見書
- 日程第16 請願、陳情に関する閉会中審査の
議決について
- 日程第17 閉会中継続審査の議決について

- 5番 安藤 繁 君
6番 若山 武信 君
7番 伊藤 新一 君
8番 北市 勲 君
9番 御家瀬 遵 君
10番 竹村 恵一 君

○欠席議員 0名

○説明員

- 市長 畠山 渉 君
教育委員会教育長 高橋 雅明 君
監査委員 目黒 雅晴 君
選挙管理委員会
委員長 大川 佳彦 君
農業委員会会長 吉本 政史 君

- 副市長 永川 郁郎 君
総務課長 櫻庭 敏夫 君
企画課長 成田 博之 君
財政課長 丸山 貴志 君
税務課長 柳町 隆之 君
市民生活課長 斎藤 政弘 君
社会福祉課長 高橋 脩 君
介護健康推進課長 千葉 睦 君
商工労政観光課長 磯貝 直輝 君
農政課長 安原 敬二 君
建設課長 清水 亘 君
上下水道課長 平田 亘 君
会計管理者 山口 正己 君
あかびら市立病院
事務局長 杉浦 圭輔 君

- 教育委員会 学校教育
課長 伊藤 彰浩 君
" 社会教育
課長 梶 哲也 君

- 監査事務局長 西井 芳准 君

- 選挙管理委員会
事務局長 櫻庭 敏夫 君

順序	議席番号	氏名	件名
6	5	安藤 繁	1. 交通事故について 2. 赤平市のまちづくり について 3. 熊の出没について
7	8	北市 勲	1. 第6次赤平市総合計 画について 2. 効果的な行政運営に ついて 3. あかびら市立病院の 運営について 4. 児童・生徒の健康管 理について

○出席議員 10名

- 1番 木村 恵 君
2番 今野 宙 君
3番 丸山 勝正 君
4番 渡部 修之 君

農業委員会 安原敬二君
事務局長

○本会議事務従事者

議会事務局長 石井明伸君
" 総務議事 渡邊敏一君
担当主幹
" 総務議事 伊藤千穂子君
係 長

(午前10時00分 開 議)

○議長（竹村恵一君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、6番若山議員、9番御家瀬議員を指名いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長（石井明伸君） 報告いたします。

諸般報告第2号ですが、市長から送付を受けた事件は、1件であります。

委員長から送付を受けた事件は、2件であります。

議員から送付を受けた事件は、4件であります。

委員長から閉会中継続審査の議決を求めるため申出のあった事件は、2件であります。

次に、本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（竹村恵一君） 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序6、1、交通事故について、2、赤平市のまちづくりについて、3、熊の出没について、議席番号5番、安藤議員。

○5番（安藤繁君） [登壇] 議席番号5番、新政クラブ、安藤繁です。通告に従いまして、質問をいたします。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

件名1、交通事故について、項目1、自転車乗用中における事故について、要旨1について伺います。

自転車は、道路交通法上、車両の一種である軽車両とされており、その気軽さや利便さで多くの人々が利用しておりますけれども、様々な危険が潜んでおり、自分がけがをするだけでなく歩行者にけがをさせたり、他人の財産に損害を与えたりするリスクがあります。自転車だから事故を起こしても大事には至らない、そんな気持ちが自分も含め死傷者を出すなど大きな事故につながっているようでございます。警察庁交通局の統計数値を基にいたしました日本損保協会発行のデータによりますと、2022年の自転車関連事故件数は6万9,985件で、全交通事故の事故件数に占める割合は23.3%と2017年以降増加傾向に転じております。高い水準で推移しております。事故の死傷者のうち、20歳未満の若年層と65歳以上の高齢者が約半数を占めているとのことであります。警察庁の調査では、自転車乗用中の事故での死者の損傷部位でございますけれども、2018年から22年の合計では頭部が55.7%と圧倒的に多くなっておりまして、ヘルメットを着用していた場合に比べて着用していない場合の致死率、これは2.1倍高くなっているということでございます。被害を軽減するため、ヘルメットの着用が必要であるとしております。道路交通法の改正により、昨年4月からでございますけれども、自転車を運転する全ての人は乗用車のヘルメットを着用するよう努めなければならないとヘルメットの着用が努力義務とされております。新聞記事によりますと、秩父別町でございますけれども、昨年10月27日に国道233号の歩道の側溝で男性がうつ伏せに倒れており、死因は頸椎骨折による急性呼吸不全であり、ヘルメットを着用していなかったということであります。深川署は、自転車の乗用中におけるヘルメット着用の啓発を続けたいと話していたとでございます。興部町では、ヘルメットの購入額に2分の1の額として2,000円を限度で、和寒町でございますけれども、購入額の2分の1の額とし、限度額5,000円、鶴居村では購入額の3分の2で上限が4,000円とし、さらに加えて購入価格が2,000円未満の場合は全額助成をしているよう

でございます。今のところ多くの自治体ではございませんが、ヘルメット購入に当たり助成している自治体がございます。自転車乗用中の事故による痛ましい被害を軽減するために当市においてもヘルメット購入の助成を検討してはいかがでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 自転車における事故被害を軽減するためのヘルメット購入費の助成についてでございますが、現在は努力義務ということでありますことから、装着率について統計的なものはございませんけれども、市内を見渡す限り低いものと認識しております。価格が安いもので1,000円台から高額なもので七、八千円と、またスポーツタイプになればそれ以上高額なものもございます。購入費の助成については、現段階では明確な考えは持ち合わせておりませんが、自転車用ヘルメットは現在のところ努力義務であり、事故の被害を軽減するためにも着用すべきものであると考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君） [登壇] ただいまの答弁によりますと、ヘルメットの装着は現在のところ努力義務であると、そういうことで市内でのヘルメットの装着率、これについても装着率は低く、事故の被害を軽減するために着用するべきだとは考えているということでございます。先ほども触れましたけれども、自転車事故で亡くなった方の約半数が頭部を損傷しており、うち9割がヘルメットを着用していなかったとのことでございます。現段階では、助成について明確な考えを持っていないということでございますが、いろんな場面で事故が起こってからのろいろ財源を手当てしたり、事故が起こらないようなろいろな施設をつくったりということがございますけれども、秩父別のような痛ましい事故が発生すると後顧の憂い、後の祭りとならないように今後やはり熟慮していただいて検討していただきたいなというふうに思います。

再質問でありますけれども、ちなみに登下校や部活動、これで自転車通学をする中学生、または放課後習い事や近所に遊びに出かける小学生も非常に多いと思います。大人よりも自転車の利用頻度は多いものと感じております。事故に遭わないように願っておりますけれども、万が一のための安全確保の上からも小中学校の生徒につきましてはヘルメットの購入費を、さほど先ほど市長からもありましたけれども、それこそ2,000円から高いものでは万額しますけれども、3,000円ぐらいでヘルメットあります。これにつきましては、やはり全額補助をするというような考えで進んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 小中学生のヘルメット購入費の全額助成についての考え方についてでございますが、「ストップ・ザ・交通事故～めざせ安全で安心な赤平市～」を年間スローガンとして日頃より市民の皆様と共に交通安全運動の推進に努めているところであります。交通安全運動推進計画では、自転車等の安全利用においては自転車は車両であるということの周知や乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入に向けた広報、啓発活動を推進しているところであります。繰り返しにはなりますけれども、購入費の助成については、現段階では明確な考えを持ち合わせておりませんが、自転車用ヘルメットは現在のところ努力義務であり、着用についての必要性については十分承知しているところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君） [登壇] 法令違反をして事故を起こしますと、自転車の利用者、これは刑事上の責任を問われまして、また相手にけがを負わせた場合または相手の財物を破損させた場合は先ほどお話しもありましたけれども、民事上の損害賠償責任も発生いたします。自転車事故でも被害の大きさにより、やはり数千万円、こういった賠償金を支払わな

ければならない場合もあり、未成年でも責任を免れることはできないということでございます。北海道もそうですが、自転車の活用及び安全な利用の推進のため自転車条例を制定し、ヘルメットの着用を奨励しているところもあるようでございます。現状ヘルメットの着用は努力義務ではありますが、せめて将来を担う大切な小中学生だけでも助成していただくよう検討を要望したいと思います。

6月の4日でございますけれども、赤歌署とJA共済連北海道、赤平中学校が交通安全教室を開催しております。事故の恐ろしさと交通ルール遵守の意識を高めるため、自転車が巻き込まれるという事故、警察の職員がそういう事故を再現し、さらに努力義務とされております自転車乗用時のヘルメットの着用を呼びかけたということでございます。痛ましい事故が発生しないよう、また発生した場合でも最小限の被害で済むように市としても関係機関と連携し、事故防止のための啓発など万全の対策をお願いいたしまして、この質問を終了いたします。

続きまして、件名2、赤平市のまちづくりについて、項目1、新たなイメージのまちづくりについて、要旨1についてであります。先日同僚議員からも赤黒のまちづくりということで質問がありました。重複するところもありますけれども、また質問内容に違いがありますので、質問をいたします。広報あかびらの5月号に「これからのまちづくり」と題して鈴木貴之氏と市長との特別対談が掲載されております。かなりのページです。4月10日には、赤黒のまちづくり事業実行委員会が設立され、市制施行70周年の節目に当たり北海道コンサドーレ札幌とまちづくりの協力連携を結ぶ予定であり、赤黒の色をまちづくりにつなげていこうと取り組んでいることが記載されております。鈴木氏の話の中で「不便な便利屋」のドラマの撮影のときの幌岡の山のクマゲラの話、それから3世代で楽しめるファミリーサッカーの実施、またコンサドーレ関連選手と子供たちのサッカー実施やトークショーなど、1年きりということの事業ではなく、活性化に向けて一緒につくり

上げたいというすごく力強い話が掲載されておりました。また、まちづくりの展開として市内の建物を赤と黒に塗ってくれるところはありませんかねと、まちの風景の中に赤黒が映えますみたいなのところがあれば写真を撮れる場所ができていいですねと、赤黒のまちに行ってみようとなるようなところをつくっていききたいという話がありました。本当にすばらしい発想だと思います。鈴木氏の話は、市内の企業や民間所有の家屋の塗装というふうに思われますけれども、赤黒のまちづくり事業の推進について市がリーダーシップを発揮して観光施設や公共施設、例えて言えば情報発信基地AKABIRAベース、エルム高原施設、777段ズリ山階段、炭鉱ガイド施設、みらい、市役所庁舎、体育館、そういったところを全部塗り替えるということでもなく一部でも、玄関先でもよろしいですから、できるところから赤黒をイメージした塗装、体育館は今塗装やっておりますから、これ簡単にはいかないのしょうけれども、できるところから、赤平に来たら、市役所の庁舎を見たら、あら、赤黒のあれがあるよ、エルム高原行ったら、ここにも赤黒のイメージがあると、そういうような形で事業を展開していくと。そういった市のチャレンジによって民間のほうに、市が主導して民間にインパクトを与え、新しいまちづくりに巻き込んでいく、今盛り上がっていますので、いわゆる鉄は熱いうちに打てではありませんけれども、市としてやはり本気度を見せると、やるのだと、市がこれだけやるのだから民間もやってくれという、そういった取組が必要ではないかと思えます。市としての考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君） 赤黒のまちづくりを市がリーダーシップを発揮して民間を巻き込んでいくことについてでございますが、今まさに赤黒のまちづくり事業実行委員会において取り組んでいるところでございます。赤黒のイメージをまちじゅうに広げていく活動として、ポスターや交通安全の旗を赤と黒のデザインで製作をしているところでございま

す。まちの中でも改装に合わせて入り口のドアを赤と黒の基調にさせていただいた店舗や物置を赤と黒に塗装していただいたところもございまして、市民の中にも徐々に赤黒のイメージが浸透し始めてきております。広報6月号でも掲載をされておりましたが、小野伸二さんをお招きする赤黒トークショーを6月29日に交流センターみらいにおいて開催する予定でございますが、そのときに合わせて北海道コンサドーレ札幌とまちづくり連携協定を調印する予定でありまして、市としても同実行委員会と共に赤黒のまちづくりを進めてまいり所存でございます。議員が言われますとおり、観光施設や公共施設につきましてもそれぞれの施設のイメージを損なわないよう配慮しながら、でき得るところから取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 ただいまの答弁によりますと、今赤黒のまちづくり事業実行委員会で赤黒のイメージをまちじゅうに広げていくため、そのための啓発ポスターや交通安全旗を製作中であり、既に民間でございますけれども、入り口のドアを赤黒にした店舗、それから物置などもあるということでございます。また、6月29日には小野伸二さんの赤黒トークショーと北海道コンサドーレ札幌とまちづくり連携協定調印も行うとのことで、非常に好ましい傾向であるなというふうに感じております。さらに、観光施設や公共施設についてもできるところから取り組んでまいりたいということであり、徐々に赤黒のまちへ進化していくことを期待しております。

続きまして、要旨2についてでありますけれども、3月の定例会でも質問、お話しいたしましたけれども、私も以前赤平の赤と石炭の黒のイメージに特化した商品の開発ができないかということをおふるさと納税に関連して質問、これは随分前ですけれども、3月にもそういう商品化について質問をしております。正直市長の2期目の一皮むけたまちづくりに新たな風を呼び込みたい、こういう取組に非常に期待

をするところでございます。まちづくりの展開として、鈴井さんは地元の産業で赤黒のトイレトペーパーやスーツケース、また飲食店で赤黒のメニューや赤黒まんじゅうのお土産を作るなどのアイデアを提案しております。ふるさと納税の新たな目玉としての活用も考えられるのではないかとというふうと考えております。

先日札幌でアイスクリームを売り出している店がテレビで放映されました。びっくりしたのですが、本当に色鮮やかな赤色と黒色、これがとぐろを巻いたアイスクリームでありまして、私も珍しいものでありますから早速出かけてみました。店には既に大勢の人が並んでいて、おいしそうに食べており、私も並んで購入いたしました。これほど赤い色と黒い色、本当にこんな鮮やかなものが作れるのだという驚きを隠せませんでした。味もチョコレートとストロベリー味で、とてもおいしく頂きました。4月4日から5月30日までの期間限定発売ということであり、来年もある程度未定ではありますが、この同じ時期にもしかするとやるということもございます。世の中本当にとてもできそうもないというように感じるようなチャレンジ、そういったことにチャレンジをして製品化に成功している人がいるのだなというふうに思いました。よく言うなせば成る、なさねば成らぬ何事も、これの典型的な例であるなというふうに思います。店の名前ですが、独特でございまして、エスプレッソモリヒコということでモリヒコの名前がありますけれども、海彦、山彦があるのだからモリヒコがあってもよいのではないかとこの発想だそうです。私もちょっとあれですけども、昔東京にいた頃に高田馬場があるのだからヒクダノジジがあってもいいのではないかと話し、笑われたことを思い出しました。

鈴井さんの話のように、赤黒のトイレトペーパーやかばん、または赤黒のまんじゅうを開発するには立案から試作品製作、本格製造に至るまで並々な時間と費用を要するものと推察されます。さらに、商品は消費者のニーズを満たすものであり、か

つ企業に利益をもたらすものでなければなりません。加えて、赤黒のまちづくりに特化するものということになれば、非常にハードルが高いものであるというふうに推察されます。企業に私たちがこういうようにまちづくりをしたいのだから、ではあなたたちやってくれと、アイデアも作るのもお金もあなたたち全部やりなさいという丸投げにはならないのではないかというふうに感じるころではございません。今こそ市長のよく言われている協働のまちづくりの精神を発露する重要な節目であり、市長の真価が問われるときだというふうに思います。笛吹けど踊らずではいかんともし難く、市としても多方面にわたり民間との協力や助成が必要とされるのではないかと勘案するころでございます。商品開発の進め方、いわゆる手順でありますけれども、第1番目に市場調査、2番目に企画作成、3番目に販売戦略計画、4番目には試作品の製作、5番目として販売活動、6番目はサーベイ、すなわち物事の全体像を把握するための広範囲での調査など非常に多くの取組、そして費用が必要とされます。市として本腰を入れて赤黒のまちづくり事業に取り組むのであれば、企業などの迅速な商品開発促進のための財源支援として赤黒の特産品開発奨励事業の助成制度、これ私の勝手につけた名前でございますけれども、こういったものを新設するなどして市長としての意気込みを示す必要があるのではないかというふうに思われますが、市長はどのように考えるのかを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 赤黒のまちづくりに資する企業等への財政支援についてでございますが、これから赤黒のいろいろな事業が展開され、イメージカラーを活用した新製品などのアイデアが上がってくることを期待しているころでございます。議員のおっしゃるとおり、赤黒のまちづくりの展開に民間との協力は非常に重要であり、今後の赤黒のまちづくり事業実行委員会の活動におきましても飲食店での赤黒メニューの開発やお土産品、企業製品とのコラ

ボレーションなどが考えられております。現在市では、新製品開発や既存製品の改良等、意欲的で前向きな企業等をサポートするためチャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業補助金という制度を有しております。この制度は、新製品開発に向けての試験、研究、市場調査やブランド化や販路拡大などにまで幅広く活用することができ、企業等で赤黒の製品開発に取り組んでいただくことにもご支援できるものとなっております。今後におきましても企業や商店、市民団体等とイメージカラーを生かした発想を取り込みながら事業を考え、末永く市民の皆様と協働しながら赤と黒をまちづくりの活性化につなげてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 先ほども申し上げましたが、既に赤黒のまちづくり事業実行委員会が設置されまして船出をしたようでございます。実行委員会への補助金として、今年度当初予算140万円が計上されており、迅速な対応を評価いたしたいと思っております。5月号の広報あかびらの10ページには、融資や助成制度が掲載されており、さらにチャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業補助金の100万円が掲載されており、私も内容を理解しております。また、令和6年度の当初予算には赤平特産品推進協議会補助金1,167万5,000円も計上されておりますが、昨年とほぼ同様の内容としており、今申し上げたこれらの全体としての予算がありますけれども、これらの予算だけでは新製品の開発は非常に厳しく、掛け声倒れになりかねないというふうに懸念をしているころであります。赤黒のまちづくりという今までは理念だったのですけれども、今まさに新たに一步踏み込んだ指針により目標に向かい船出したということでございますので、やはりこれから順風に目的地にこぎ着くまでには、当然新たな事業ですので、航海ですので、新たな航海のための新たな予算がなければならないのではないかというふうに考えるころです。赤黒のまちづくりの迅速な商品開発を促進するための財源支援策として、先ほど申し上げまし

た赤黒の特産品開発奨励事業助成制度、これも案ですけれども、こういったものを新設する考えはないのか、再度お伺いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 現在のところは、まだ事業も始まったばかりでございますので、現行の制度を活用しながら赤黒のまちづくりの浸透を図ってまいりたいと考えております。今後市民、団体、企業を巻き込みながら事業展開を進め、現行の制度以上の助成が必要と判断した際には財政状況を考慮しながら、でき得る範囲の制度設計を研究してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 ただいまの答弁によりますと、今後市民、団体、企業を巻き込みながら事業展開を進め、現行制度以上の助成が必要と判断した際はでき得る範囲の制度設計を研究してまいるとのことでございます。満度というふうにはちょっと言えないと思いますが、前向きな回答をいただいたというふうに感じております。畠山市政も当選2期目の早くも2年目を迎えております。1期目につきましては、ある程度前市長の市政執行方針、そういったものに基づいて、その影響、延長上にあるわけですけれども、今まさに市長としての真価が問われ、また十分に発揮できる可能性を秘めた大変重要なターニングポイントにあるのではないかと私は感ずるところでございます。大志を持って新たな赤黒のまちづくり、非常に市民も期待していると思えます。これに向かって市民の期待に沿うよう制度設計をし、果敢に具現化をしていっていただくことを強く要望しまして、この質問を終了いたしたいと思えます。

次に、件名3、熊の出没について、項目1、熊の出没による被害回避対策について、要旨1についてお伺いをいたします。環境省は、5月23日に市街地での猟銃による駆除を原則禁止する鳥獣保護管理法を改正し、人身被害が生じる可能性がある場合に限り猟銃使用の条件を一部緩和するという方針を固め

まして、今年の秋、臨時国会に改正法案を提出する準備を進めているようでございます。秋田県では、皆さんもご存じのとおりタケノコを取りに入った男性が熊に襲われ死亡し、捜査中の警官2人も襲われて負傷をしております。空知管内では、本当に毎日のように熊の目撃情報が報道されておまして、6月3日には雨竜町の山林で作業中の空知総合振興局の職員が熊に襲われ、左肩、それから背中に大けがを負ったと報道されております。奈井江町でございますけれども、本当に新聞、テレビをにぎわしておりますけれども、昨年市街地に熊が出没したことを受け、4月下旬に鳥獣被害防止特別法に基づき新たに鳥獣被害対策実施隊を設置すること、北海道猟友会砂川支部奈井江部会に伝えましたけれども、部長より駆除に加えて熊の死骸の解体、焼却という一日がかり、そういった大変な作業で報酬額が最大1万300円ということで非常に安く、協力は難しいとして辞退をしたということでもあります。また、部長は、事前の協議もなく、高校生のアルバイト以下の金額を提示されたと、ハンターが軽視されていると感じたということで憤っていたという記事も報道されており、さらに5月28日には昨年9月に市内のゴルフ場に、私も行ってやりますけれども、熊の出たところ、ちょっと刈ったりなんだりしておりましたけれども、熊が出没した際に会員が出動しましたけれども、感謝の言葉もなく、報酬もなく、物事の進め方が雑で信頼関係が築けないという報道がありました。町の産業観光課では、報酬額が砂川と同じ額であり、協議の段階で辞退され、非常に困惑していると、課内で対応を検討しているということでありましたが、他の自治体の事例を参考に理解を得られる金額を模索し、部長と調整し、危険が伴い生き物を殺すという仕事に相応する報酬にしたいとの記事が掲載しておりました。しかしながら、現在は地元の猟友会に属していない地元のハンター、それから民間企業に委託する方針で協議を進めておるということで、さらに町議会でも3人の議員さんが質問するという非常に問題になっているようです。

当市では、春熊の目撃もなく、このような事態にないと思いますけれども、これらの報道を受け、市民からも赤平はどうなっているのだという不安の声が聞かれるところがございます。当市では、熊の出没による被害回避対策として鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害対策実施隊の設置など、猟友会との関係はどのような状況なのかを伺います。

○議長（竹村恵一君） 農政課長。

○農政課長（安原敬二君） 鳥獣被害対策実施隊の設置の考え、猟友会との関係性についてでございますが、議員のおっしゃるとおり鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町村は被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊を設置することができることとなっております。北海道における設置状況でございますが、昨年4月末現在で168市町村が設置されており、当市におきましても設置しているところがございます。猟友会の皆様には、有害鳥獣の駆除のみだけでなく、自然環境の保全、市民の皆様の安心、安全な暮らしを守る活動にご協力いただいておりますことから、今後も引き続き連携をしながら鳥獣被害対策に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 北海道内では、昨年4月末現在168市町村で鳥獣対策実施隊が設置されており、当市も設置済みということであり、安心いたしました。さらに、猟友会につきましては、有害鳥獣の駆除のみだけでなく、自然環境の保全や市民の安心、安全な暮らしを守る活動にも協力していただいているとのことでもあります。また、猟友会との関係については、大変良好な関係にあることが今の答弁で理解できました。農政課の皆様と、それから猟友会の皆様に敬意を表し、また今後も良好な関係を継続していただきたく、よろしく願いいたします。

新十津川町では、熊の駆除は危険が伴うために熊1頭を駆除すると6万円、猟友会で死骸を解体する必要もありません。熊の出没時に1から2時間程度

の巡回で1人当たり5,000円を支給しており、名寄市では猟銃で駆除した場合1頭5万円、箱わなは3万円を支給しており、1回の出動につき1人9,200円を支給しております。また、これはちょっと大きいあれですので、別かもしれませんけれども、札幌は1回の出動につき1人2万5,300円を支給し、駆除と死骸の運搬の際、この際には1万1,000円を上乗せしているということでもあります。当市の熊の駆除に関する費用の助成でございますけれども、こういった他市の状況を見てどのように考えているのかを伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 農政課長。

○農政課長（安原敬二君） 熊の駆除に係る費用の助成についてでございますが、他の自治体で調査した結果では巡回パトロール出動や熊1頭捕獲に対してなど出動回数や捕獲数に応じて対応しているとのことでございます。当市におきましては、有害鳥獣駆除委託料として予算計上いたしまして、北海道猟友会滝川支部赤平部会に委託を行っているところがございます。熊の駆除に従事することは、非常に危険を伴うことだと認識しております。今後も引き続き北海道猟友会滝川支部赤平部会との意見交換に努めてまいりたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 今月10日に行われました北海道の猟友会の総会、ここでは奈井江町の件で地域の報酬や何かの格差が明らかになったと、全道の状況を調べてほしいという要望が出たようであります。一方、道のほうは、ハンターの負担が増す中、奈井江町と同じ問題は他の地域でも起こり得るけれども、地域によって出没の状況やハンターの人数などが異なるとして報酬額の基準を設けることに慎重な姿勢であるということに掲載されておりました、新聞に。美幌町では、巡回に使用する車のガソリン代や猟銃の銃弾価格が高騰しておりまして、近く地元の猟友会と報酬見直しの協議に入ると、そういうことでございます。当市は、有害鳥獣駆除委託料として予算化し、委託を行っているということ

でございます、他の自治体、報酬が多いので、ちょっと違っておりました、それぞれ様々な事業があり、助成方法も違っておられます。猟友会と引き続き意見交換に努めていくということでありまして、本当にいろいろ大変なこととは思いますが、今後とも猟友会と友好的な連携を確保できるよう、駆除に係る費用の助成等について十分調査、配慮をお願いしていただきたいと思います。

空知管内では、昨年秋以降熊の目撃が急増しております、新聞のまとめでは昨年9月から11月の出没件数は南幌町を除きます23市町で何と355件もあるのです。17市町において過去5年で最多になったということもございます、人身事故のあった雨竜町の農家、ここでは年々熊は行動範囲を広げており、いつかこういう事故が起きかねないということで心配していたそうです。この地域で熊に襲われるなんてということで非常に驚いていたということでもあります。当市においてもやはり春熊は発見されておられませんけれども、いつこういった事故が起こるかもしれない、他市の出来事として安閑とはしておられない状況だと思います。猟友会や警察署、関係機関との信頼関係構築と連携強化により熊による被害防止に向け、今後も鋭意対応していただくことを要望いたしまして、私の全ての質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前10時42分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序7、1、第6次赤平市総合計画について、2、効果的な行政運営について、3、あかびら市立病院の運営について、4、児童・生徒の健康管理について、議席番号8番、北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 議席番号8番、新政クラブ、北市勲でございます。通告に従い、質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し

上げます。

件名1、第6次赤平市総合計画について、項目、第6次赤平市総合計画前期の総括と後期の実施計画策定についてお尋ねをいたしたいと思います。第6次赤平市総合計画前期の実施計画期間は、本年令和6年度で終了いたします。引き続き令和7年度から後期計画のスタートとなりますが、後期実施計画を策定するに当たり前期計画の達成事業や未達成事業などの総括をされてから後期実施計画の策定に入る必要があると思っておりますが、今後のスケジュール等を含め考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 第6次赤平市総合計画の前期実施計画の検証と後期実施計画の策定についてでございますが、後期5か年の開始前年である今年度中に前期実施計画の検証を完了し、その結果を踏まえながら後期実施計画を策定する予定でございます。スケジュールにつきましては、現時点での予定であります。本年7月に庁内検討会議での検証作業を開始し、8月から9月頃までには市民会議を立ち上げてまいります。その後は、庁内での前期実施計画に係る検証内容をお伝えし、市民会議での取りまとめを行いながら、その結果を後期実施計画の策定に生かしてまいりたいと考えております。また、策定時期につきましても庁内検討会議と市民会議を並行して開催しながら、新年度予算要求の時期までにその内容をおおむね固め、令和7年度4月の策定に向けて進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。ただいまの答弁で前期実施計画の総括や後期実施計画の策定スケジュールについておおむね理解いたしました。

そこで、後期実施計画は、来年の4月からスタートするわけですけれども、来年度の予算に関わる事業もあろうかと思っておりますので、年度内でなくて年内

に総括を実施し、そして策定した計画を議会に示していただきたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 議員ご指摘のとおり、年内を目指しておおむねの内容を議会にお示しできるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。ぜひ私どもに、大事なことなので、議会も真剣に考えなければならぬことだと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に進みます。件名2、効果的な行政運営について、項目、市役所の機構見直しの進捗状況についてお尋ねいたします。市役所の機構見直しについては、経済界や議会から要望が出ている中で昨年の9月議会で機構見直しは市長2期目の重要な施策であると言明してもおります。その内容については、行政需要の多様化、複雑化などの対応や市民の利便性の向上を図りながら、一方では人口動勢を考慮し、組織のスリム化を検討する必要があり、優先順位をつけて副市長を行財政改革室長として行財政改革推進室の中で議論を進めていく、そして機構見直しの具体的な内容や実施時期についてはまとも次第示されるとの答弁でもありました。そこで、この機構見直しについて今日までどの程度議論が進んでいるのか、その進捗状況についてお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君） 機構改革の進捗状況についてでございますが、今現在行財政改革室におきまして今後の人口減少局面においても持続可能な行政を実現するために自治体DXの推進や業務の効率化、市民の利便性の向上、組織の在り方等様々な課題の解決につきまして不定期での開催ながらも議論を行ってきております。昨年度中は3回、今年度は2回開催した中で機構改革を行うに当たってどう進めていくべきか、業務を効率的に行うためにどのよ

うなことが想定されるのか、例えばペーパーレス化や電子決済、書かない窓口などについての議論を行っているところでございます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 ただいまの答弁で見直しの議論については昨年は3回、今年度に入って2回と、そういう会議を開催していることも分かりました。一生懸命されていると思います。しかし、聞くと、いまだにどう進めていくのがいいのか、あるいはどんなことが想定されるのかということであるいと苦心をされていると、そのように思いますが、行財政改革室長としてこの取りまとめをいつ頃決めていつ頃示されるのか、その辺のところを再度お聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（竹村恵一君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君） 市の機構改革の見直しにつきましても、議員がおっしゃられるとおり、確かに進行速度予想より遅いのかもかもしれませんが、しかしそれはこのプロジェクトの重要性と複雑さを反映しているということが言えると思います。市民の皆様が求めるサービスを提供するために市の機構を見直すという大きな課題に取り組んでおまして、早急にできるものではなかなかございませんし、またそうするものでもないと考えております。やはり各部署がいかに連携して取り組むべき課題であり、その過程で新たな課題や修正点が出現することもあります。いずれにいたしましても、機構改革の目的はサービスを提供するに当たりまして効率的で効果的な行政機構を構築することでありまして、今現在いついつお示しするということは明言できませんけれども、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 これは、先ほども申し上げましたとおり畠山市長さんの2期目の重要な施策であるということも鑑みて、このことは市民も期待している部分でもあると思うのです。それで、現状の環境を見ますと、人口減少が急速に進んでい

ると、そういう意味では行政の効率化も含め、あるいは利用する市民の利便性ものんびり構えていられないと、これが現状でないかと私は思っておりますので、残り時間もこれをゆっくりやっているわけにいかないのです。そういう意味では、大変でしょうけれども、よろしく願いをいたしたいと思っております。これは、本当に市民も期待をしております。ですから、期待に応えるように進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に進みます。件名3、あかびら市立病院の運営について、項目、医療従事者の待遇改善についてお尋ねをいたします。2024年度の診療報酬改定は、6月1日より始まりました。今回の診療報酬改定は、医療従事者の賃金の引上げによる待遇改善の原資を確保するための改定でもあります。あかびら市立病院における待遇改善については、本年度の予定年間患者数から鑑み、診察料や入院基本料の増収分はおおよそ予測がつくことから、どのような待遇改善を考えておられるのか、またいつ頃実施の予定なのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（杉浦圭輔君） 医療従事者の待遇改善についてでございますが、今回の診療報酬改定によりベースアップ評価料が新設され、医師、歯科医師を除く主として医療に従事する職員の基本給等の賃金改善を図る体制について算定されることとなりました。当院におきましては、4月の段階で会計年度任用職員44名、正職員76名、合計120名の職員が対象となり、見込額といたしましては外来・在宅ベースアップ評価料で132万1,200円、入院ベースアップ評価料で1,309万1,600円、合計1,441万2,800円となっております。

医療従事者の具体的な待遇改善についてでございますが、診療報酬改定の目的は給料等の待遇改善の財源に充てることが示されておりますが、給料改定についてはあくまでも労使交渉により実施されるものであります。したがって、今後人事院勧告期からの労使交渉により決定されていくものと考えて

おります。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ただいま基本給等の賃金改善を図る対象職員数は、会計年度任用職員44名と正職員76名で合計120名だと、そしてさらにベースアップ評価料としての見込額が入院、外来合わせておおよそ1,441万円とのことで、これについては理解をいたしました。しかし、給与改定については、労使交渉により決定するとの答弁がありましたが、今年度の診療報酬改定は医師、歯科医師を除く看護師、薬剤師及び他の医療従事者の処遇改善の方針に沿ってベースアップ評価料として厚生労働大臣及び財務大臣との間で決められ、2024年度は2.5%アップ、25年度は2%アップを目標として達成したいという取決めでございます。ですから、労使交渉でされてもこのことはまず最低限のベースとしてあるわけですから、ここを踏まえてやっていただきたいと思っております。赤平市の今年の予算書の中に対象となる人数、ちょっと人数は違いますけれども、予算とすれば3億2,331万9,000円ですが、これの2.5あるいは2%、それからいくと多分余裕が出ると思うのです。余った分については、これは決して病院経営に使えるお金ではないと。あくまでもこの決め方は、従業員の待遇改善に使うのだということで値上げが決まったわけですから、余ったことについてもぜひ労使交渉の中で具体的な交渉して職員に当たるようにしていただきたいと、そう思っております。

それで、このことについては、実施時期については先ほど答弁の中にもありますように人事院勧告も出されれば、それと込みでいくと思うと、多分年末ぐらいになるのかなと思っておりますけれども、できることなら早く、実施は別としてもおおよその話は職員に伝わるようにしていただければ職員も勤労意欲も高まり、結果として患者さんへの接遇もさらによりよくなり、質の高い医療が提供できるものと期待もできます。ぜひそういう意味で早めの情報を提供していただきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

次に参ります。件名4、児童生徒の健康管理について、項目、不登校児童生徒の健康診断についてお尋ねをいたします。学校に在籍する成長期にある児童生徒の疾病の有無及び将来疾病予防のための健康管理は、医師による健康診断、歯科医師による歯科健診、薬剤師による尿検査などで定期的に管理を実施されておりますが、不登校児童生徒の健康管理についてはどのようになっているのか、説明をお願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 現在小学校、中学校、それぞれ内科健診、心臓検診、歯科健診、尿検査を行っておりますが、不登校児童生徒の受診状況につきましては議員のご指摘のとおりほぼ未受診のまま経過しているのが現状でございます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ただいまの答弁でお分かりのように、当市では不登校児童生徒の健康診断は実行されていない、そのように理解をいたしますが、このような状況であってはいけないと思っております。特に学校保健法によって児童生徒の健康管理はしなければならないとなっております。それで、この問題について解決しなければなりません。教育委員会としてどのような対応を考えておられるのか、対策があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 一部の健診につきましては、集団健診で受診できなかった児童生徒に対して受診券を交付するなどして別日に医療機関で検査を受けるよう受診勧奨をしているところでございます。その中には、当然不登校児童生徒も含まれておりますが、受診勧奨によって医療機関に受診するケースは非常にまれでございます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 健康診断日に受診できなかった、あるいは受診しなかったと、こういった児童生徒に対して受診勧奨を進めているが、な

かなか受診勧奨しても受診していただけないと、それが現状であると、そのように受け止めましたが、この場合、医療機関で健診を受ける場合は、特に健康診断というのは保健法で言う病気の治療でありませので、自由診療に該当します。ということは、ここで経費がかさむわけです。それも一つの大きな要因でないかなと思っておりますが、このように学校健診の費用で学校で受けなくても医療機関で健康診断が受けられるような、そういった協議を学校及び医療機関及び学校医、そういう方々ともう少し協議を進めて未受診がないように進めていただければと思います。いかがなものでしょうか。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 不登校の原因は、多種多様でございます。学校へは行けないけれども、病院には行けるといってお子様もいらっしゃいますが、そうではないお子様もおりまして、また保護者の考え方、意向によるところも大きいと感じております。市教委といたしましては、当然児童生徒が登校し、検査を受けていただくのが理想と考えておりますが、そうすることができない児童生徒のために個別に健診を受けられる体制づくりは必要かと思ひますし、またそれに向けて学校医や学校歯科医、学校薬剤師、臨床検査技師など、それらに係る医療機関との調整が不可欠であると考えております。それぞれ諸事情もあると思われまことから、非常に難しい課題であると認識しており、これにつきましては赤平市だけの問題ではなく全国共通の課題であると受け止めておりますが、引き続き学校、医療機関などと連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 本当にこういうことでは将来ある子供たちが学校健診でいろんな問題をクリアできることもできなくなると。そういう意味では、将来ある生徒たちの健康管理について健診を受けることでのメリット、いわゆる病気の有無、あるいは将来発生するかもしれない病気の発見、こ

うということが子供たちにとってのメリットであり、また未受診、健診を受けないことによるリスク等を保護者やお子さんに説明し、説得し続けることしかないのかなど。これで説得も大事なことであると思いますので、学校あるいは教育委員会の今後の努力に期待をいたして要望といたしたいと思います。どうもありがとうございました。

以上で私の質問終わりました。4項目質問させていただきましたけれども、刻々と変わる社会情勢、特に赤平を見ても人口減少が急速に進んでいくような状況の中でいろんな意味で従来の物の考え方では行政も、もちろん我々も含めてです。考え方を変えなければならぬと。そういう意味で今までの当たり前であったことが当たり前でなくなる時代であると、そういうことを意識して今後はやっていきたいと思っておりますので、皆さん方もよろしく願い申し上げて、終わります。どうもありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。
(午前11時15分 休憩)

(午前11時25分 再開)

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第4 議案第100号赤平市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、日程第5 議案第101号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。行政常任委員会、木村委員長。

○行政常任委員長（木村恵君）〔登壇〕 審査報告を申し上げます。

令和6年6月18日に行政常任委員会に付託されました議案第100号、第101号の以上2案件について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、令和6年6月19日、委員会を招集し

て審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹村恵一君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（竹村恵一君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第100号から第101号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（竹村恵一君） 日程第6 議案第103号令和6年度赤平市一般会計補正予算、日程第7 議案第104号令和6年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第8 議案第105号令和6年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第9 議案第106号令和6年度赤平市病院事業会計補正予算、日程第10 議案第107号令和6年度赤平市下水道事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（永川郁郎君）〔登壇〕 議案第103号から議案第107号の各会計補正予算につきまして、一括して提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第103号令和6年度赤平市一般会計補正予算（第2号）につきましては、第1条で補正前の予算総額に歳入歳出それぞれ1億5,760万5,000円を追加

し、補正後の予算総額を104億5,111万9,000円とするもので、第2条で地方債の変更を定めるものであります。

2ページをお願いいたします。第2表、地方債補正ですが、都市公園整備事業につきまして減額見通しの国庫補助金の代替として地方債を増額するものであります。

次に、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の8ページをお願いいたします。2款1項3目電算管理費261万9,000円の増額は、社会保障・税番号制度システムにおける自治体中間サーバープラットフォームに係る負担金として地方公共団体情報システム機構負担金を増額するもので、全額国庫支出金が充当されます。

10ページをお願いいたします。3款1項8目非課税世帯等物価高騰重点支援給付金給付事業費につきましては、4つの事業から構成されております。まず、1つ目、R6非課税化世帯分2,563万9,000円の計上は、令和5年度を通じて実施しました住民税非課税世帯への給付による支援を令和6年度において新たに住民税非課税となった世帯に対しましても同程度の支援となる1世帯当たり10万円の給付を実施するための事業費及び事務費を計上するもので、全額国庫支出金が充当されます。2つ目として、R6均等割のみ課税化世帯分505万4,000円の計上は、令和5年度を通じて実施しました住民税均等割のみ課税世帯への給付による支援を令和6年度において新たに住民税均等割のみ課税となった世帯に対しましても同程度の支援となる1世帯当たり10万円の給付を実施するための事業費及び事務費を計上するもので、全額国庫支出金が充当されます。3つ目として、子供加算対象者追加分202万7,000円の計上は、R6非課税化世帯及び均等割のみ課税化世帯に該当する世帯において18歳以下の子供を扶養している世帯に対して子供1人当たり5万円を加算するための事業費及び事務費を計上するもので、全額国庫支出金が充当されます。4つ目として、定額減税補足給付金9,241万4,000円の計上は、定額減税の恩恵を十分に

受けられない方への給付金及び事務費を計上するもので、全額国庫支出金が充当されます。

12ページをお願いいたします。同じく2項1目児童福祉総務費330万円の増額は、令和5年度に実施した基礎調査の結果を踏まえ、第3期子ども・子育て支援計画を策定するための委託料を計上するものであります。

同じく5目児童館費251万9,000円の増額は、豊里児童センターの雪害により破損した屋根の修繕料を増額するものであります。

同じく7目児童手当費1,795万1,000円の増額は、児童手当の制度改正に伴う扶助費のほか、システム改修委託料を含む事務費を計上するもので、国庫支出金1,690万9,000円、道支出金51万5,000円が充当されます。制度改正は、本年10月分から適用となり、現在中学生までとなっております支給対象が高校生までに拡大されるほか、3歳以上の第3子以降への給付額が3万円に拡充され、所得制限も撤廃となります。この改正により、新たな支給対象となる高校生は163人と見込んでおります。

14ページをお願いいたします。8款2項2目道路維持費179万円の増額は、故障した管理車両の修繕料を増額するものであります。

同じく3目除雪対策費257万8,000円の増額は、故障した除雪車両の修繕料を増額するものであります。

同じく6目橋りょう改良費4万円の増額は、児童手当制度の改正によるものであります。

16ページをお願いいたします。同じく4項2目公園費の財源補正は、国庫補助金が減額となる見通しとなったことから、代替として地方債を増額するものであります。

18ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費53万4,000円の増額は、老朽化した教員住宅除却に伴う実施設計委託料を計上するものであります。

20ページをお願いいたします。12款1項1目国民健康保険特別会計繰出金30万円の増額、同じく7目病院事業会計繰出金92万円の増額は、児童手当制度

の改正及び人事異動等による児童手当の決算見込みに関連するものであります。

22ページをお願いいたします。13款1項1目職員給与費8万円の減額は、児童手当制度の改正及び人事異動等による児童手当の決算見込みによるものであります。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の4ページをお願いいたします。14款1項1目民生費国庫負担金1,413万8,000円の増額は、本年10月から適用される児童手当の制度改正によるもので、支給対象の拡大や負担率の変更により説明欄に大きく2つに分けて記載しております。まず、上段におきまして当初予算から制度改正前までの実績見込みによる増減を記載し、下段は制度改正後の4か月分を記載しております。

15款1項1目民生費道負担金51万5,000円の増額につきましても国庫と同様の記載となっております。

6ページをお願いいたします。19款1項1目繰越金1,282万8,000円の増額は、今回の補正による歳入不足額を調整するものであります。

以上、議案第103号につきまして説明を終了いたします。

次に、議案第104号令和6年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条で補正前の予算総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、補正後の予算総額を11億9,388万7,000円とするものであります。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の6ページをお願いいたします。9款1項1目職員給与費30万円の増額は、児童手当制度の改正及び人事異動等による児童手当の決算見込みによるものであります。

以上、議案第104号につきまして説明を終了いたします。

次に、議案第105号令和6年度赤平市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第2条におきまして、水道事業費用が24万円の増額となります。

補正内容につきましては、児童手当制度の改正及び人事異動等による児童手当の決算見込みによるものであります。

以上、議案第105号につきまして説明を終了いたします。

次に、議案第106号令和6年度赤平市病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第2条におきまして、業務の予定量が1,166万円の増額となります。

第3条におきまして、病院事業収益が92万円の増額に、病院事業費用が106万円の増額となります。

第4条におきまして、資本的収入が1,550万円の増額に、資本的支出が1,166万円の増額となります。

第5条におきまして、企業債の限度額を1,550万円増額となります。

補正内容につきましては、児童手当制度の改正及び人事異動等による児童手当の決算見込みによるもののほか、院内の電気室及び医局のエアコンの改修を行うものであります。

以上、議案第106号につきまして説明を終了いたします。

次に、議案第107号令和6年度赤平市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第2条におきまして、下水道事業費用が4万円の増額となります。

補正内容につきましては、児童手当制度の改正及び人事異動等による児童手当の決算見込みによるものであります。

以上、議案第103号から議案第107号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。安藤議員。

○5番（安藤繁君） 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書18、19ページ、教育費、教育総務費、事

務局費の委託料53万4,000円の補正でございますけれども、先ほど提案理由で老朽化した教員住宅、この除却に伴う実施設計の委託料という説明でございました。どこの教員住宅のことを指して言っているのか、また普通であれば工事請負費ということ出るのでしょうけれども、なぜ実施設計になっているのか、そしてまた6月という、当初予算でなくてなぜこのタイミングでの提案なのかを伺いたと思います。

○議長（竹村恵一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤彰浩君） 除却を予定しております教員住宅につきましては、北文京町4丁目にあります前赤平小学校校長が住まわれていた教員住宅1棟でございます。

実施設計の必要性につきましては、現在工事の大小問わずアスベスト分析が必須でございますので、幾つかの検体を検査に回さなければなりません。検査結果によっては、飛散防止対策などの措置を講じなければなりませんので、それらを含め状況に応じた除却工事費の積算が必要になるため、アスベスト分析も含めた実施設計委託料でございます。

また、なぜこのタイミングかということに関しましては、先ほども触れましたが、前赤平小学校校長が3月末まで住んでおられました。4月の教職員人事異動によりまして、結果的に空き家になったわけでございますが、この教員住宅につきましては老朽化に加え、これまでも冬期間になりますと屋根からの落雪が車道まで落ち、時折通行の妨げになるなど問題もございましたので、今回ご承認いただけましたら、実施設計により除却工事費を固め、当該工事費を次期定例会等に提案させていただき、積雪前には除却を完了したいという考えでございます。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君） 今の詳しい説明で分かりましたけれども、教員住宅、校長先生の住宅1棟ということでございます。私もエアコン今年暑くて入れたのですけれども、アスベストの調査ということで10万以上取られました。そういったことで実施設計委

託ということも分かりましたし、屋根からの雪が落ちて通行の妨げになるということも十分理解できました。どうもありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 議案第103号令和6年度赤平市一般会計補正予算（第2号）について、10ページ、3款1項8目の非課税世帯等物価高騰重点支援給付金給付事業費1億2,513万4,000円の増額について、まず1点目は給付金のほうのスケジュールはどのようになるのかということです。

2点目の質問は、同じところの定額減税補足給付金、これについて8,778万円ということですが、これについては定額減税し切れないと見込まれる方に対してその差額を調整給付するものということだと思いますが、どのような手続になるのかということを含めてスケジュールをお伺いしたいと。2点目です。

3点目は、14ページの8款2項3目除雪対策費257万8,000円の増額についてです。除雪車両の故障での修繕ということだったのですけれども、どのような車両でどのような故障になったのか、このタイミングでの計上理由を含めて説明を求めたい。

以上、3点お願いします。

○議長（竹村恵一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） よろしく願いいたします。私のほうから非課税世帯の給付金について、まず前段のスケジュールということでございますけれども、本日もし議決をいただいたと仮定いたしまして、確認書というのを歴代ずっとやってはいるのですけれども、あくまでも目標といたしましては7月中旬頃に確認書を発送させていただきまして、確認が取れた段階で第1回目を8月の1日木曜日、これを目途としたスケジュールとしております。この件につきましては、指定口座の確認が取れた方に対して順次木曜日にそれぞれの口座に振り込むということが第1点目でございます。なお、確認いただく期限を発送後3か月としておりますので、10月末には申請期限が来るというご理解をいただきたいと思

います。

続きまして、定額減税の調整給付、補足給付と言われているのですが、これに関しましては対象世帯を抽出することと併せて金額も各世帯ばらつき、違いも生じますことから、一定程度前段の給付金よりも時間を要するというのも想定しております、8月中旬頃に対象の方に対する確認書の送付を予定しております、第1回目の支給につきましては9月上旬、このようなスケジュールとなっております。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 建設課長。

○建設課長（清水亘君） 除雪対策費、需用費の修繕料の補正内容としましては、3月の排雪作業中に不具合が発生した大型ロータリー除雪車を修理するもので、故障原因が判明し、エンジン内部のインジェクターの交換や排ガス燃焼処理装置などを修理するものであります。部品等の調達に時間を要することからも冬期稼働に間に合わせるため、このたび補正するものであります。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 1点目は、給付のスケジュールについては確認ができたと思います。確認書が7月中旬、第1回が8月1日、10月末が申請期限ということだったと思うのです。

2番目なのですが、定額減税の補足給付についてはインターネット等でもなかなか申請をしないと損をするというようなものとかがあったり、行政からはそういった案内が来ないということが流布されているのですが、今の答弁ですと1か月遅れるけれども、8月中旬には確認書を行政のほうから送付するということが確認できました。9月上旬が1回目、申請期限については言われなかったと思うのですが、これは給付金と一緒になのか、もう一度お伺いしたいと思います。

それと、除雪車両のほうはよく分かりました。

1点だけ、補足給付のほうの申請期限はいつなのか、もう一度お伺いします。

○議長（竹村恵一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） 基本的には、スタートから3か月となっております。申し添えていなかったのをおわび申し上げます。3か月となっております。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 一応3か月ということですね。

最後、もう一点、今のところなのですが、定額減税し切れないと見込まれる方に今回補足給付、調整給付するので、多く調整給付した場合は返還の義務はないということは報道等でもあるのですが、足りなかった場合は令和7年度に改めてということになるのですが、その予算というのは今回入っていないという理解でよろしいのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） そのような対応でございます。

○議長（竹村恵一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第103号から第107号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号から第107号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第103号から第107号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(竹村恵一君) 日程第11 議案第109号工事契約の一部を変更する契約の締結について(総合体育館改修工事)を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第109号工事契約の一部を変更する契約の締結(総合体育館改修工事)につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

総合体育館改修工事につきましては、本年3月の第1回市議会定例会において工事契約の締結について議決いただいたところであり、その後工事は順調に進んでおりましたが、既存塗膜除去後の調査において外壁コンクリートの補修箇所が当初の予定より増えたことにより増額の設計変更に至りましたことから、変更額及び入札執行の変更につきまして議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(竹村恵一君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第109号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第109号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第109号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(竹村恵一君) 日程第12 意見書案第10号 地方財政の充実・強化に関する意見書を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。若山議員。

○6番(若山武信君) [登壇] 意見書案第10号 地方財政の充実・強化に関する意見書について、提案の趣旨を申し上げます。

地方公共団体の現状は、急激な少子高齢化に加えて急速な人口減少問題も重なり、社会保障制度の整備や地域活性化、デジタル技術推進化対策などのあらゆる政策実施や業務などに支障を来しているわけでございます。政府は、これまで骨太方針2021に基づき地方一般財源水準を2024年度まで確保するといりましたが、不足する人員体制の改善が進まないため、2025年度政府予算や地方財政の検討に当たり、賃上げ基調に対応する人件費の確保を含めた地方財政が実現できるよう以下の10項目を意見書としてまとめ、関係省庁に提出しますので、同僚議員皆様の賛意をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長(竹村恵一君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

す意見書案第10号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第10号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。北市議員。

○8番(北市勲君) [登壇] 意見書案第10号地方財政の充実・強化に関する意見書について、反対の立場で討論いたします。

今回の意見書については、地方公共団体の現状は急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策のほか、感染症対策、DX化、物価高騰対策など多岐にわたり新たな役割が求められており、地方財政について現行水準以上の財源の確保、充実が求められ、地方交付税の法定比率引上げなどおおむね理解はしております。

しかし、記の3番目にある所得税、消費税を対象に国税から地方税に税源移譲を行うなど抜本的な改革、改善を行うとの文言は、所得の高低や消費額の違いにより国内にわたり所得格差が生活格差を増大するおそれが懸念されるため、赤平市議会の意見書として採択すべきでないと思ひ、反対をいたします。

最後に、議員の皆さんには格差の解消については異論もないはずであります。格差の増大が懸念される今回の意見書については良識ある判断を期待して、反対討論といたします。

○議長(竹村恵一君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、意見書案第10号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(竹村恵一君) 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(竹村恵一君) 日程第13 意見書案第11号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。若山議員。

○6番(若山武信君) [登壇] 意見書案第11号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書につきましては、提案の趣旨を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度において負担率が2006年に2分の1から3分の1になったので、2分の1に復元することでありますと同時に、30人学級の早急な実施が主体であります。教師不足解消のため、労働条件改善に向けた教育予算の確保等を長々と表題の項目に挙げておりますが、一言で言いますと将来の人材育成には学校教育の充実が必要なため教育予算の確保と拡充を求めた内容となっておりますので、同僚議員皆様の賛意をよろしく願ひいたします。

○議長(竹村恵一君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第11号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第11号については、委員会の付

託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。
渡部議員。

○4番（渡部修之君）〔登壇〕意見書案第11号
義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書案について、反対の立場で討論させていただきます。

今回の意見書では、教師不足からくる教職員の待遇改善や働き方改革のさらなる推進をするために国による教育予算の確保と拡充の要請及び児童生徒、学生への就学支援等の要請などが盛り込まれています。教師不足による教育の不平等や学力低下は、確かに重要な問題ではありますが、安易な待遇改善では教師の質の低下を招くことにもつながりかねないと思われまます。教師不足改善のための義務教育費国庫負担制度の改定や働き方改革推進による待遇改善とともに、教職員の質の向上も同時にしなければ質の低い教師が増加するおそれが懸念されることと記の2、30人以下学級の早期実現に向けてについては赤平と近隣市町では既に限りなく30人以下学級になっているので、30人以下学級に向けた意見書の必要性はないと思ひ、反対しました。

教職員の待遇改善には異論はありませんが、教職員の質の向上を前提にしなければ思わぬ危険があることを議員の皆さんにも理解していただけることを期待して、反対討論を終わります。

○議長（竹村恵一君）ほかに討論ありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君）討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、意見書案第11号について採決をいたします。
本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（竹村恵一君）起立多数であります。
よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（竹村恵一君）日程第14 意見書案第12号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、日程第15 意見書案第13号生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君）説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君）質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第12号から第13号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君）ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第12号から第13号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。
これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君）討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、意見書案第12号から第13号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（竹村恵一君）日程第16 請願、陳情に関する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、陳情については、別紙配付のとおり常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、常任委員会及び議会運営委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長(竹村恵一君) 日程第17 閉会中継続審査の議決について。

各委員長から、委員会において審査中の事件につき会議規則第108条の規定により、閉会中継続審査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹村恵一君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(竹村恵一君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和6年赤平市議会第2回定例会を閉会いたします。

(午後 0時11分 閉会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)